

参 考 资 料

「統計データの二次利用促進に関する研究会」の開催について

1 目 的

「統計データの二次利用促進に関する研究会」は、平成 21 年春（予定）の統計法全面施行に向けて「統計データの二次利用に関するガイドライン（仮称）」を策定するに当たり、利用者側からの意見等を反映させるとともに、技術的助言を得るために開催する。

2 検討事項

- (1) 統計法に基づく統計データの二次利用の運用について
- (2) 「匿名データの作成」における技術的な課題(匿名化の処理方法等)について
- (3) 「委託による統計の作成等」に係る技術的な課題(秘匿処理の方法等)について
- (4) 「統計データの二次利用に関するガイドライン(仮称)」について
- (5) その他統計データの二次利用に関する諸課題(オンサイト利用等)について

3 構 成 員

別紙のとおり

研究会の座長は、構成員の互選により定める。

座長は必要があると認めるときは、関係者を研究会に出席させ、意見を聴くことができる。

4 開催期間

平成19年10月から20年10月頃まで開催する。

5 庶 務

本研究会の庶務は、政策統括官（統計基準担当）付統計企画管理官室において処理する。

統計データの二次利用促進に関する研究会 構成員名簿
(50音順・敬称略)

(構成員)

げん だ 玄田	ゆう じ 有史	国立大学法人東京大学社会科学研究所教授
つばき 椿	ひろ え 広計	国立大学法人筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授 (現・大学共同利用機関法人情報・システム研究機構統計 数理研究所データ科学系教授 リスク解析戦略研究セン ター長)
なか はら 中原	しげ き 茂樹	公立大学法人大阪市立大学大学院法学研究科准教授
ひろ まつ 廣松	たけし 毅	国立大学法人東京大学大学院総合文化研究科・教養学部教授
やまぐち 山口	こうぞう 幸三	国立大学法人一橋大学経済研究所付属社会科学統計情報 研究センター准教授

(オブザーバ)

総務省統計局統計調査部調査企画課長
内閣府経済社会総合研究所景気統計部長
財務省大臣官房総合政策課長
文部科学省生涯学習政策局調査企画課課長
厚生労働省大臣官房統計情報部審査解析室長
農林水産省大臣官房統計部統計企画課長
経済産業省統括経済産業調査官
国土交通省総合政策局情報管理部情報安全・調査課長
環境省総合環境政策局環境計画課企画調査室長
独立行政法人統計センター総務部総務課長
日本銀行調査統計局統計整備担当企画役

統計データの二次利用促進に関する研究会開催実績

第1回 平成19年10月22日開催

- 議題 : 1 研究会の運営について
2 統計法改正の概要等について
3 統計データの二次利用の事例について
4 研究会における検討課題・スケジュール案について
5 その他

第2回 平成19年12月14日開催

- 議題 : 1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
2 匿名データの作成事例について
3 その他

第3回 平成20年1月28日開催

- 議題 : 1 「統計データの二次利用促進に関する研究会」の検討事項に係る対応方針案について
2 経済産業省における研究会結果概要について
3 オーダーメイド集計における秘匿処理について
4 その他

第4回 平成20年3月21日開催

- 議題 : 1 統計データの二次利用の運用について
2 秘匿処理の審査について
3 その他

第5回 平成20年4月18日開催

- 議題 : 1 匿名データのチェックリスト(案)
2 その他

第6回 平成20年5月16日開催

- 議題 : 1 データの開示リスクについて
2 統計研修所におけるマイクロデータを使用した共同研究の試行について
3 オンサイト利用に関する制度的な対応について
4 研究会報告の中間取りまとめ骨子案について
5 政省令の検討状況について
6 その他

第7回 平成20年6月16日開催(予定)

- 議題 : 1 研究会報告の中間取りまとめ案について
2 その他

統計法における統計データの二次利用の関係条文

第一章 総則

(定義)

第二条 この法律において「行政機関」とは、法律の規定に基づき内閣に置かれる機関若しくは内閣の所轄の下に置かれる機関、宮内庁、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項若しくは第二項に規定する機関又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項に規定する機関をいう。

(第2項～第10項 略)

11 この法律において「調査票情報」とは、統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているものをいう。

12 この法律において「匿名データ」とは、一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別（他の情報との照合による識別を含む。）ができないように加工したものをいう。

第三章 調査票情報等の利用及び提供

(調査票情報の二次利用)

第三十二条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次に掲げる場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を利用することができる。

- 一 統計の作成又は統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合
- 二 統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合

(調査票情報の提供)

第三十三条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める行為を行う場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を、これらの者に提供することができる。

- 一 行政機関等その他これに準ずる者として総務省令で定める者 統計の作成等又は統計を作成するための調査に係る名簿の作成
- 二 前号に掲げる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者 当該総務省令で定める統計の作成等

(委託による統計の作成等)

第三十四条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める

場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行うことができる。

(匿名データの作成)

第三十五条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができる。

- 2 行政機関の長は、前項の規定により基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない。

(匿名データの提供)

第三十六条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、学術研究の発展に資すると認める場合その他の総務省令で定める場合には、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、前条第一項の規定により作成した匿名データを提供することができる。

(事務の委託)

第三十七条 行政機関の長又は届出独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報に関し第三十四条又は前条の規定に基づき行う事務の全部を委託するときは、その業務の内容その他の事情を勘案して政令で定める独立行政法人等に委託しなければならない。

(手数料)

第三十八条 第三十四条の規定により行政機関の長に委託をする者又は第三十六条の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(前条の規定による委託を受けた独立行政法人等(以下この条において「受託独立行政法人等」という。))が第三十四条又は第三十六条の規定に基づき行う事務の全部を行う場合にあっては、当該受託独立行政法人等に納めなければならない。

- 2 前項の規定により受託独立行政法人等に納められた手数料は、当該受託独立行政法人等の収入とする。
- 3 第三十四条の規定により届出独立行政法人等に委託をする者又は第三十六条の規定により届出独立行政法人等が作成した匿名データの提供を受ける者は、実費を勘案して、かつ、第一項の手数料の額を参酌して届出独立行政法人等が定める額の手数料を当該届出独立行政法人等に納めなければならない。
- 4 届出独立行政法人等は、前項の規定による手数料の額の定めを一般の閲覧に供しなければならない。

第三十九条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 行政機関の長 当該行政機関の行った統計調査に係る調査票情報、第二十七条第一項の規定により利用する基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報、第二十九条第一項の規定により他の行政機関から提供を受けた行政記録情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

(第二号 略)

- 三 届出独立行政法人等 当該届出独立行政法人等の行った統計調査に係る調査票情報、事業所母集団データベースに記録されている情報及び第三十五条第一項の規定により作成した匿名データ

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

第四章 調査票情報等の保護

(調査票情報等の利用制限)

第四十条 行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、この法律（地方公共団体の長その他の執行機関にあっては、この法律又は当該地方公共団体の条例）に特別の定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

- 2 第二十七条第二項の規定により総務大臣から事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関又は届出独立行政法人等は、同項各号に掲げる目的以外の目的のために、当該事業所母集団データベースに記録されている情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
- 3 第二十九条第一項の規定により行政記録情報の提供を受けた行政機関の長は、当該行政記録情報を同項の規定により明示した利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

(守秘義務)

第四十二条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

- 一 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者 当該調査票情報
- 二 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者 当該匿名データ

- 2 前項の規定は、同項各号に掲げる者から当該各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者について準用する。

(調査票情報の提供を受けた者の守秘義務等)

第四十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 前条第一項第一号に掲げる者であつて、同号に定める調査票情報の取扱いに従事する者又は従事していた者 当該調査票情報を取り扱う業務

二 前条第一項第一号に掲げる者から同号に定める調査票情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者又は従事していた者 当該委託に係る業務

- 2 第三十三条の規定により調査票情報の提供を受けた者若しくは第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又はこれらの者から当該調査票情報若しくは当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者は、当該調査票情報又は当該匿名データをその提供を受けた目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第七章 罰則

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

(第一号及び第二号 略)

三 第三十六条の規定により匿名データの提供を受けた者又は当該匿名データの取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事する者若しくは従事していた者で、当該匿名データを、自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用した者

第六十二条 第五十七条第一項第二号及び第三号、第五十八条、第五十九条並びに前条第三号の罪は、日本国外においてこれらの罪を犯した者にも適用する。

附 則

(準備行為)

第三条 改正後の統計法(以下「新法」という。)第六条の規定による作成基準の設定、新法第二十七条の規定による事業所母集団データベースの整備、新法第二十八条の規定による統計基準の設定及び新法第三十五条の規定による匿名データの作成並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)前においても、新法の例によりすることができる。

政府統計マイクロデータの試行的提供の概要

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターは、総務省統計局統計調査部からの依頼に応じて、秘匿処理を施した政府統計マイクロデータを、全国の大学研究者に、学術研究のため提供する試行的システムを構築・運用している。

試行的提供は、政府統計マイクロデータ提供の在り方について検討する目的で、平成16年11月から20年9月までの4年間の予定で行っており、その概要は以下のとおりである。

1 提供する調査の範囲

- 就業構造基本調査（平成4年、9年、14年）
- 社会生活基本調査（平成3年、8年、13年）
- 全国消費実態調査（平成元年、6年、11年、16年）
- 住宅・土地統計調査（平成5年、10年、15年）

2 提供するデータの範囲

- 社会生活基本調査・・・生活時間と生活行動のいずれかしか調査されていない世帯員のデータは提供しない
- 全国消費実態調査・・・購入先、曜日別の品目分類のデータは提供しない
世帯票又は家計簿のいずれかが調査されていない世帯のデータも提供しない
- 住宅・土地統計調査・・・平成10年、15年調査の調査票乙のデータは提供しない

3 提供するデータ

提供するデータセットの数は1種類とする。

社会生活基本調査については、生活時間編と生活行動編を組み合わせた分析をできるように、リサンプリングにおいても、生活時間、生活行動ともに同じ世帯（・世帯員）のデータを提供する。

全国消費実態調査については、用途分類、品目分類、貯蓄・耐久財、年間収入、家計資産のデータを結合して、1つのレコード（世帯単位）として提供する。

4 秘匿処理

- (1) 地域区分は、就業構造基本調査、社会生活基本調査及び全国消費実態調査では、「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」、「九州・沖縄」の6地域、住宅・土地統計調査は47都道府県とする。ただし、平成13年社会生活基本調査の調査票Bについては地域区分を付与しない。
- (2) 全データではなく、全体から約8割の世帯を無作為抽出したデータを提供する。ただし、住宅・土地統計調査は約1割の住宅又は住宅以外の建物とする。
- (3) 世帯員が9人以上の世帯は、その世帯全体を削除する。
- (4) 年齢については、80歳以上はすべて80歳に変換する。
- (5) 住宅・土地統計調査について、住宅の居住室数や畳数など、建物の階数はトップコーディングし、建物の建築面積と敷地面積は階級化する。
- (6) 全国消費実態調査と住宅・土地統計調査の乗率は、元の数値ではなく乗率の大きさ

階級別の平均値に変換する。

(7) データの配列順は、乱数を付してソートする方法で無作為化する。

5 利用の条件

- (1) 利用の目的は、学術研究に限定している。教育目的での利用は許可しない。営利企業からの委託研究については利用を許可しない。
- (2) 申請者は、私立大学も含めた全国の大学の講師以上の専任教員とする。申請者は、利用目的に係る研究協力者を共同利用者にすることができる。
- (3) 共同利用者には、大学の講師以上の専任教員のほか、大学の助教・助手、公的研究機関の研究者、大学や独立行政法人の「科学研究費補助金研究者」なども認めている。ただし、大学院生並びに営利企業又は民間（社団、財団等を含む）研究機関等の職員を共同利用者とすることは認めていない。

6 提供方法

- (1) センターで年4回原則として1月、4月、7月、10月（それぞれ募集期間は1か月間）に利用者を募集する。
- (2) 利用者はセンターのホームページから申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、センターに郵送で申請する。
- (3) センターでまとめて目的外使用申請を行い、承認が得られたら、秘匿処理済マイクロデータ（CD）を作成する。
- (4) 利用者はセンターが開催する説明会に出席し、秘匿処理済マイクロデータ（CD）を受け取る。説明会では、試行的提供の趣旨、データの使用条件、データ利用上の注意事項などを説明する。
- (5) 利用者は使用期間終了後、パソコン内のデータの消去を行い、その消去報告、秘匿処理済マイクロデータ（CD）及び回答を記入したアンケート用紙をセンターに返送する。
センターでは返却されたCDをまとめて裁断処置する。

7 提供するデータの形式

データは、CSV形式で提供する。

符号表でデータの内容を明示し、先頭のレコードには符号表に記載している変数名を入れる。

8 データの使用条件

- (1) データの使用期間は6か月とする。
- (2) マイクロデータを取り扱う際には、ネットワークに接続していないパソコンをなるべく使用する。

9 研究論文

利用者は作成したマイクロデータによる研究論文をセンターに2部提出する。提出された研究論文については、随時、試行的提供のホームページ上で公開する。

政府統計マイクロデータの試行的提供における利用状況

平成16年11月から平成19年7月までの募集における申請件数は計66件で、利用者数は総計92名（うち共同利用者は26名）である。

	16年11月募集	17年4月募集	17年10月募集	18年4月募集
申請件数	6件	4件	12件	9件
(利用者別)				
申請者	6人	4人	12人	9人
共同利用者	1人	-	4人	5人
(調査別)				
就調	1件	2件	4件	7件
社会調	1件	-	1件	-
全消	4件	3件	8件	3件
(分析方法)				
表のみ	2件	-	3件	-
表+多変量解析	2件	3件	5件	8件
多変量解析のみ	2件	1件	4件	1件
(大学)				
国公立大学	1件	2件	5件	6件
私立大学	5件	2件	7件	3件

	18年11月募集	19年4月募集	19年7月募集	合計
申請件数	20件	5件	10件	66件
(利用者別)				
申請者	20人	5人	10人	66人
共同利用者	8人	1人	7人	26人
(調査別)				
就調	11件	-	4件	29件
社会調	2件	2件	3件	9件
全消	8件	3件	2件	31件
住調	2件	-	1件	3件
(分析方法)				
表のみ	6件	2件	4件	17件
表+多変量解析	12件	2件	5件	37件
多変量解析のみ	2件	1件	1件	12件
(大学)				
国公立大学	13件	2件	5件	34件
私立大学	7件	3件	5件	32件

(申請書様式)

秘匿処理済マイクロデータ使用申請書

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター長 殿

平成____年____月____日

申請者(所属・職名) _____

(氏名:自署) _____ 印

私(及び共同利用者)は、この度、一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター(以下、「センター」という。)を通して秘匿処理済マイクロデータの使用を申請します。申請が承認されデータを使用するときには、下記使用条件を厳守することを誓約します。

なお、私にあって、下記使用条件に違反があった場合、今回いただく承認が取り消され、さらに、私(及び共同利用者)が今後センターを通しての秘匿処理済データの使用を一切許可いただけなくなっても不服は申しません。また、私(及び共同利用者)の氏名と違反の内容をセンターのホームページ等に掲載されても結構です。

秘匿処理済マイクロデータの使用条件

- 1 統計法の規定を遵守し、使用する秘匿処理済マイクロデータの管理は厳正に行うこと。
 - ・提供されたCD等は、使用期間中、鍵のかかる安全なところに保管すること。
 - ・提供されたCD等は、申請した使用場所以外では使用しないこと。
 - ・提供されたデータは本申請書に署名した者だけが使用し、第三者に再提供若しくは使用させないこと。
 - ・提供されたデータは本申請書に記載した集計目的だけに使用し、他の目的では使用しないこと。
 - ・パソコン等へのマイクロデータの蓄積は、一時的な場合を除いて行わないこと。
- 2 使用期間終了後、提供されたデータを直ちにセンターに返却すること。また、パソコン内のコピー等をすべて速やかに消去し、消去した旨の報告書をセンターに提出すること。
- 3 調査に関する質問等はセンターに対して行うこと。
- 4 分析結果を発表する際には、センターを経由して秘匿処理済マイクロデータの提供を受けたことを明記すること。
- 5 作成した論文等を2部センターに提出すること。
- 6 その他センターの指示に従うこと。
- 7 提供された秘匿処理済マイクロデータの使用により何らかの不利益を被ったとしても、総務省統計局統計調査部及びセンターの責任は一切問わないこと。

私は、この度、当学部(又は研究科、研究所、センター等)の専任教員である申請者が、貴センターに秘匿処理済マイクロデータの使用を申請することを承認します。

平成____年____月____日

所属長(所属・職名) _____ (氏名) _____ 公印

申請事項

1 指定統計調査の 名称及び年次	
2 調査票の使用目的	<p>研究計画の名称（20字以内にまとめてください。）</p> <p>_____</p> <p>結果の発表の仕方 報告書等 論文 研究会等で発表</p> <p>研究目的、研究方法等を以下に簡潔に記載してください。</p>
3 集計様式	別添のとおり。
4 研究資金の出所	<p>資金なし 資金交付を受けた（出所・名称を記載してください。）</p> <p>（出所：_____ 名称：_____）</p>
5 共同利用者 （氏名は自署）	<p>所属・職名：_____</p> <p>研究者番号：_____ 氏名：_____ 印</p> <p>所属・職名：_____</p> <p>研究者番号：_____ 氏名：_____ 印</p> <p>所属・職名：_____</p> <p>研究者番号：_____ 氏名：_____ 印</p>
6 使用場所	
7 申請者連絡先	<p>メール ：_____</p> <p>電話番号：_____</p>

注) この用紙に入りきらないときは、適当な用紙を添付して記入してください。

(申請書記入要領)

申請書記入要領

申請書の書き方で分からないことがあれば、本センターにメールで質問してください。

申請するときの注意

使用条件と使用条件に違反したときのペナルティーを確認した上で申請してください。申請書の記載に事実でないことがあった場合、使用条件に違反したものとみなすことがあります。

申請者及び共同利用者の資格には十分に注意してください。なお、利用者全員の署名(自署)、捺印と、所属長(学部長、研究科長、研究所長、センター長等)の公印の押印が必要です。

1 指定統計調査の名称と年次

秘匿処理済マイクロデータの調査名と使用する年次を記載してください。使用するファイルの種類が分かるように、全国消費実態調査の場合は二人以上の一般世帯(又は普通世帯)と単身世帯の別を、社会生活基本調査の場合は生活時間と生活行動の別を記載してください。

なお、住宅・土地統計調査については、平成5年の調査名は住宅統計調査と記載してください。

2 調査票の使用目的

研究計画の名称を20字以内で記載し、予定している結果の発表の仕方すべてをまるで囲んでください。発表を予定していない場合、使用は認めません。さらに、提供されたデータでどのような研究を行うかが分かるように研究目的と研究方法を簡潔に説明してください。

3 集計様式

集計様式の書き方を参考に明確に記載してください。明確に記載されていない場合、使用を許可しないことがあります。また、本センターから修正を求めることがあります。

4 研究資金の出所

特に研究資金がない場合は、「資金なし」をまるで囲んでください。この項目は、営利企業からの委託研究でないことを確認するためのものですので、研究資金の提供者と資金の名称が分かるように明確に記入してください。大学から交付

された研究費の場合、「大学からの研究費」と書いてください。なお、営利企業からの研究費であっても、純粋な学術奨励のための研究補助金の場合は使用を認めます。

5 共同利用者

共同利用者の所属・職名と氏名を記入してください。氏名は自署であることを要します。「科学研究費補助金研究者」に該当する場合は、研究者番号も記入してください。

6 使用場所

集計を行う場所を、例えば、「 研究室」というように記入してください。

7 申請者連絡先

本センターからの問い合わせに使用させていただきます。申請者ご自身が所属する大学のメールアドレス及び研究室の電話番号にしてください。なお、センターからの連絡は原則としてこのメールアドレスに送りますので、使用期間中はいつも確認するようにしてください。

所属長の承認

申請に当たっては、所属長の承認が必要です。所属長の所属・職名、氏名を記載の上、公印を押印してください。

(誓約書の様式)

誓 約 書

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

大学 学部

職 名 氏 名 印

大学 学部教授 は、・・・の研究によって_____調査
調査票を使用するに当たり、統計法（昭和22年法律第18号）第14条の規定を遵
守し、調査票を適正に管理するとともに、秘密の保護に遺漏のないよう、嚴重
に注意することを誓約いたします。

見本

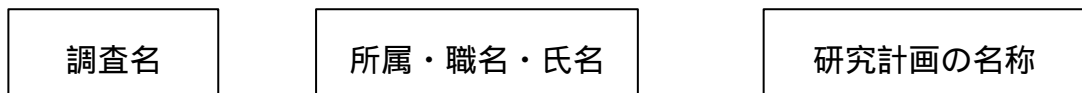
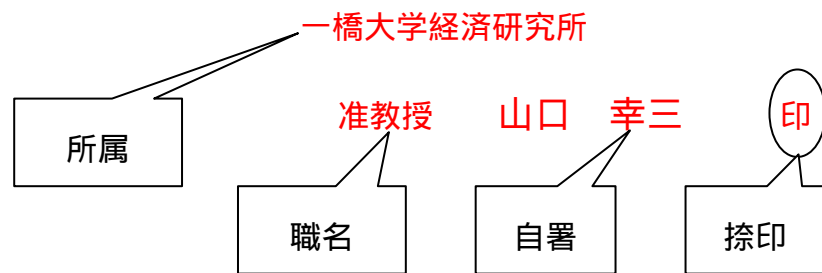
共同利用者がいる場合は、一人一人別に作成

誓約書

誓約書を作成した日

平成 20 年 1 月 2 7 日

総務大臣 殿



一橋大学経済研究所准教授 山口幸三は、家計の消費構造の研究によって全
国消費実態調査調査票を使用するに当たり、統計法（昭和 22 年法律第 18 号）

第 14 条の規定を遵守し、調査票を適正に管理するとともに、秘密の保護に遺漏
のないよう、厳重に注意することを誓約いたします。

符 号 表

別紙 4

作成日	2006/7/25	訂正日	2007/7/27	調査名	平成 16年全国消費実態調査
調査年次	2004年 (平成 16年)		データ名	Zenshou2004F(二人以上の一般世帯),Zenshou2004T(単身世帯)	
備考					

	項目名	変数名	符号	備考
1	調査ID	SurveyID	Zenshou	
2	調査年	SurveyYear	2004	
3	センター使用欄	Centre		
4	レコード連番号	RecNo	000000 1~	
	集計区分別データの有無			
5	家計収支編 (用途分類・品目分類)	KeikeiDataUmu	1:あり 0:なし	
6	貯蓄編	ChochikuDataUmu		
7	耐久財編	TaikyuuDataUmu		
8	家計資産編	ShisanDataUmu		
9	地域符号	District	1:北海道・東北 2:関東 3:北陸・東海 4:近畿 5:中国・四国 6:九州 沖縄	
10	世帯符号	SetaiCode	000000 1~	
11	乗率	Weight	nnnnn.n(ブランク補足,小数点以下1桁まで表章)	
12	一般・単身の別	SetaiBetsu	F:二人以上の世帯 T:単身世帯	
	調査票の有無			
13	家計 9月	Keikeibo Sep	1:有り 無し	
14	家計 10月	Keikeibo Oct		
15	家計 11月	Keikeibo Nov		
16	年収票の有無	Nenshuuhyou	1:有り 無し	
17	年収票 不詳	NenshuuFushou	V:年間収入不詳有り 年間収入不詳無し,年収票無し	
18	年収票 貯蓄	ChochikuFushou	V 貯蓄に不詳あり 貯蓄に不詳無し,年収票無し	
19	耐久財票の有無	Taikyuuzaihyou	1:有り 無し	
20	調査月数	ChousaTsukisuu	1~ 3:1~ 3か月	
21	世帯区分	SetaiKubun	1 勤労 2 勤労及び無職以外 3 無職	
22	世帯人員	SetaiJinin	1~ 8:1~ 8人	
23	就業人員	ShuugyouJinin	0~ 8:0~ 8人	
	家計を主に支える人			
24	世帯員以外の世帯主との続柄	FuzaiTsuuzuki	2 配偶者 3:子 (未婚) 4:子 (夫婦であるもの) 5:父母 6:兄弟 (未婚) 7:兄弟 (夫婦であるもの) 8:孫 (未婚) 9:孫 (夫婦であるもの) 0:祖父母 X: 2~ 0以外の親族 :3か月以上の不在者なし	
25	世帯員以外の不在理由	FuzaiRiyuu	1 単身赴任 2 出稼ぎ 3:入院 4:その他 :3か月以上の不在者なし	
	家計を主に支える人以外の不在理由別人数			
26	入院	FuzaiNyuuin	1~ 9:1~ 9人 :3か月の不在者なし	
27	学業	FuzaiGaku		
28	その他	FuzaiTa		
29	子の住んでいる場所	KoDoukyo	1:同居 (住計同一) 2:同居 (住計別) 3:同敷地内 4:近く (徒歩 5分程度) 5:片道 1時間以内 6:片道 1時間以上 7:子はいない	
30	単身世帯の形態	Tanshin	1:単身赴任 2:出稼ぎ 3:その他 :一般世帯	
31	住宅の所有関係	Shoyuu	1 持ち家 (世帯員名義) 2 持ち家 (世帯員以外の名義) 3:民営賃貸住宅 (設備専用) 4:民営賃貸住宅 (設備共用) 5 県市区町村営賃貸住宅 6:公団公社賃貸住宅 7:社宅 公務員住宅 (借り上げふくむ) 8:借間 9:寮・寄宿舎	
32	住宅の構造	Kouzou	1 木造 2 防火木造 3 鉄骨 鉄筋コンクリート 4:ブロック造 5:その他	
33	住居の建て方	Tatekata	1:一戸建 2:長屋建 3 共同住宅 (1・2階建て) 4 共同住宅 (3~ 5階建) 5 共同住宅 (6~ 10階建) 6 共同住宅 (11階建以上) 7:その他	
34	水洗式トイレの有無	Suisen	1:有り 2 無し	
	住宅面積			
35	延べ床面積	NobeYuka	10~ 99999:1.0~ 9999.9m ²	下一桁が小数第一位
36	うち業務用面積	GyoumuyouYuka	業務用無し 10~ 99999:1.0~ 9999.9m ²	下一桁が小数第一位
37	持家の場合 地代の有無	Chidai	1:世帯員名義の家で無し 2:世帯員以外の名義で無し 3:有り 持ち家以外	
38	持家の場合 住宅の敷地面積	Shikichi	10~ 99999:1.0~ 9999.9m ²	下一桁が小数第一位
39	持家の場合 建築年	KenchikuYear	21~ 63 昭和 21~ 63年 1~ 11 平成元~ 11年 昭和 20年以前又は持ち家以外	
40	持家以外の入居年	NyuukyoYear	1~ 11 平成元~ 11年 昭和 63年以前又は持ち家	
41	現住居以外の住宅の有無	TanoJuutakuUmu	1:有り 2 無し :単身赴任 または「出稼ぎ」(単身世帯)	
42	現住居以外の住宅について (1) 用途	J1_Youto	1 親族居住用 2 賃貸用 3:その他 :入力無し	
43	現住居以外の住宅について (1) 建築年	J1_KenchikuYear	21~ 63 昭和 21~ 63年 1~ 11 平成元~ 11年 V:不詳 昭和 20年以前又は入力無し	
44	現住居以外の住宅について (1) 延べ床面積	J1_NobeYuka	10~ 99999:1.0~ 9999.9m ²	下一桁が小数第一位
45	現住居以外の住宅について (1) 構造	J1_Kouzou	1 木造 2 防火木造 3 鉄骨 鉄筋コンクリート 4:ブロック造 5:その他 :入力無し	
)			
54	現住居以外の住宅について (*) 用途	J4_Youto	1 親族居住用 2 賃貸用 3:その他 :入力無し	
55	現住居以外の住宅について (*) 建築年	J4_KenchikuYear	21~ 63 昭和 21~ 63年 1~ 11 平成元~ 11年 V:不詳 昭和 20年以前又は入力無し	
56	現住居以外の住宅について (*) 延べ床面積	J4_NobeYuka	10~ 99999:1.0~ 9999.9m ²	下一桁が小数第一位
57	現住居以外の住宅について (*) 構造	J4_Kouzou	1 木造 2 防火木造 3 鉄骨 鉄筋コンクリート 4:その他 :入力無し	

データ利用上の注意事項（全国消費実態調査）

1 分析に当たっての全般的な注意事項

- (1) 分析に当たっては、報告書で調査方法、標本設計の方法等を十分に理解するとともに、調査票様式をよく確認してください。報告書に掲載されている結果表による分析の場合にはそれほど問題ありませんが、マイクロデータを分析する場合にはこれらのことを十分に理解しておかないと、誤りをおかしてしまうおそれがあります。
- (2) この調査の調査期間は、二人以上の一般世帯の場合は9～11月、単身世帯の場合は10～11月です。したがって、ボーナス月は含まれていないなどの問題があり、年間の収支とみて分析することはできません。
- (3) 提供データには乗率が付されています。そのことを理解して、分析するようにしてください。例えば、平均値を求めるときには加重平均する必要があります。
- (4) 提供データにはトップコーディングやリサンプリングなどの秘匿処理を施してあります。このため、提供データによる集計結果を公表されている結果と完全に一致させることはできません。なお、秘匿処理の方法は「参考1」のとおりです。
- (5) 多変量解析を行うときには、外れ値を考慮するように注意してください。調査票の記入誤りなどはチェック・修正済みですが、外れ値を除くような処理は行っていません。

2 データの形式等について

- (1) データはCSV形式です。先頭のレコードに変数名を入れてあります。
- (2) 1世帯1レコードになっています。用途分類、品目分類、貯蓄・耐久財、年間収入、家計資産のデータを1レコードにまとめています。
- (3) 世帯票と家計簿（1か月分以上）の両方が提出されている世帯のデータだけを提供しています。世帯によっては他の調査票が提出されていない場合もありますが、その場合、該当項目の欄は欠損値（.）、不詳（V）、0又は空白になっています。調査票の提出状況については、「集計区別データの有無」の欄及び「調査票の有無」欄で確認してください。
- (4) データの符号の付け方等については、符号表を参照してください。特殊な符号の付け方になっていることもありますので、必ず確認してから分析してください。
- (5) データ中の世帯属性等の欄については0補足を行うなどして桁数をそろえてありますが、用途分類等の欄については必要桁数だけにしています。
- (6) 当該マイクロデータが分析の対象であることを確認してから集計するようにしてください。必要のない欄に符号が付いていること（過剰記入）もあります。

- (7) 各年次のデータ数については、「参考2」のとおりです。

3 データの内容について

- (1) 用途分類及び品目分類の数値は、調査期間中の収支金額を調査月数で除した1か月当たりの平均値にしています。提供するデータでは整数になるよう四捨五入しています。調査月数は用途分類の「調査月数」欄に入っています。なお、総務省統計局で行っている用途分類及び品目分類の集計では、一般の（普通）世帯の場合、2か月しか調査していない世帯の乗率は3分の2に、1か月しか調査していない世帯の乗率は3分の1にしています。単身世帯の場合及び集計世帯数の集計の場合も同様な考え方で集計されています。
- (2) 平成元年のデータには家計資産はありませんが、用途分類の末尾に「住宅・宅地資産額」と「耐久消費財資産額」だけが入っています。平成6年、11年及び16年のデータにおいて、耐久財・貯蓄等の調査票が未提出などの理由で資産データが作成されていない場合、家計資産額はすべて欠損値（.）にしてあります。
- (3) 年間収入調査票が提出されていない場合、世帯属性の年間収入の欄は0又は不詳（V）となっています。ただし、用途分類の欄には総務省統計局で推計した年間収入の値（世帯の合計年間収入）が入っています。
- (4) 乗率は、平成11年、16年の単身世帯の場合は比推定済乗率、他はすべて線形推定乗率になっています。乗率は小数点以下1桁まで表示しています。
- (5) 地域は「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6区分にしています。
- (6) 平成元年の普通世帯のデータでは、「世帯員情報」の欄（の多分、最後）に不在世帯員の情報が入っていますので、「行番号」の欄で確認した上で利用するようにしてください。
- (7) 「住宅の延べ床面積」や「宅地の敷地面積」の欄は、平成元年の場合は整数の値が入っていますが、平成6年、11年及び16年の場合は小数点以下1桁目までの値が入っています。平成11年及び16年は10倍した整数値（右詰）になっていますが、平成6年については、整数部は1～4桁目に左詰で、小数部は5桁目に入っています。そのため、2～4桁目に空白が入ることがあり、小数部が未記入の場合には5桁目にも空白が入ることがあります。

お願い

マイクロデータの利用において疑問が生じたときには、当センターにメールでご質問ください（micro@ier.hit-u.ac.jp）。なるべく早くお答えするようにします。

また、今回の提供データの作成に当たっては、十分に注意したつもりですが、思わぬ誤りが残っているかも知れません。データを利用して疑問が生じたときには、当センターにメールでご連絡いただくようお願いします。

参考1 秘匿処理の方法

- (1) 地域は「北海道・東北」、「関東」、「北陸・東海」、「近畿」、「中国・四国」及び「九州・沖縄」の6区分にしています。
- (2) 全データではなく、全体から約8割の世帯を無作為抽出したデータを提供します。
- (3) 世帯員が9人以上の世帯は、その世帯全体を削除しています。
- (4) 世帯の配列順は、乱数を付してソートする方法で無作為化しています。
- (5) 年齢については、80歳以上はすべて80歳に変換しています。

参考2 データ数

年次	一般の（普通）世帯	単身世帯
平成元年	44,778	3,288
平成6年	44,803	3,772
平成11年	44,537	4,013
平成16年	44,006	4,001

東京大学 SSJDA (Social Science Japan Data Archive)について

本資料は、本研究会事務局が東京大学のホームページから関係部分をダウンロード及び要約して作成したものであり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターの了解を得て本研究会の資料としたもの。

1 概要

データアーカイブは、統計調査、社会調査の個票データ（個々の調査票の記入内容。マイクロデータ）を収集・保管し、その散逸を防ぐとともに、学術目的での二次的な利用のために提供する機関。

東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターは、我が国における社会科学の実証研究を支援することを目的として、SSJ データアーカイブ (Social Science Japan Data Archive) を構築、個票データの提供を 1998 年 4 月から開始。

2006 年 3 月末現在、SSJ データアーカイブでは 579 調査、772 データセットを保管し、2005 年度一年間で、利用申請件数は 335 件、提供データセット数は 2527 に上る。またこれまでに SSJ データアーカイブが提供して作成された論文や著書の数、同じく 2006 年 3 月末現在、総計で 283 点。

2 利用条件

(1) 利用対象者

大学又は研究機関の研究者、教員の指導を受けた大学院生。

民間の研究機関の者は原則として利用できないが、SSJ データアーカイブへ個票データを寄託している場合は利用可能。

(2) 利用目的

学術目的の二次分析に限られる。

(3) 一度に利用できる調査数

一度に利用申請できる調査数は原則 2 調査。

ただし、一度に 3 調査以上を利用申請する場合は、別途理由書を添付。

(4) 利用承認

利用者からの利用申請書を、データの寄託者又は SSJ データアーカイブが承認することが必要。

(5) 利用期限

原則として、データが提供されてから 1 年間。

利用期限後は、個票データを消去、CD-R を破壊。

3 利用手続の流れ(全体の流れ図は別紙 1 参照)

(1) 利用したい個票データの決定

ホームページの「収録調査の検索」ページを使って利用したい個票データを決定。
なお、個票データに関する情報は、調査毎に概要ファイルと調査票ファイルを組にして提供している。

(2) 個票データ利用申請書を提出

利用申請書(様式は別紙 2 参照。ホームページからダウンロード可)に必要な事項を記載の上、生 CD - R と返信用封筒を同封の上、SSJ データアーカイブへ郵便で送付。
利用申請書を受領してから、利用承認の可否の審査。通常 1 か月前後を要する。

(3) 書込済 CD - R 等の送付

利用が承認された後、データを書込済の CD - R、利用承認書、利用申請書の写し、
利用報告書様式(様式は別紙 3 参照。ホームページからダウンロード可)が利用者へ送付される。

(4) 利用者による二次分析

利用者による個票データを利用した二次分析の実施。利用期限は、データ提供日から 1 年。

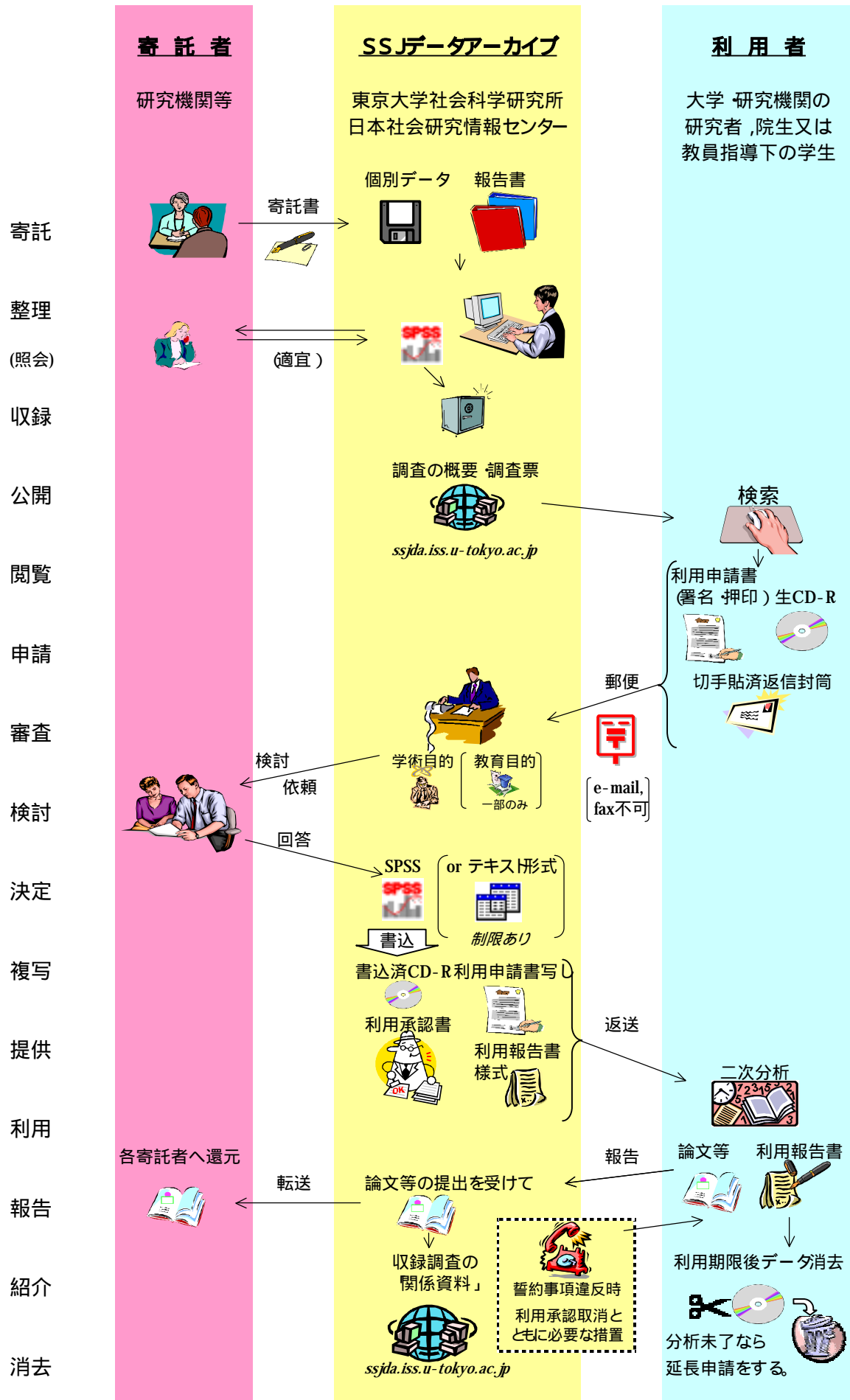
(5) 利用期限終了後の措置

利用期限が終了した際には、個票データを消去、CD - R を破壊する。
また、利用報告書を SSJ データアーカイブへ提出するとともに、論文等を発表した場合は、それも提出する。

なお、利用期限中に二次分析が終わらない場合は、利用の延長も可能。延長する場合は、再申請が必要。

(6) 利用申請時に誓約した事項に違反した場合の措置

データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱規程(別紙 4 参照)を定め運用。



SSJDA 使用欄	申請番号	延長

個票データ利用申請書

東京大学社会科学研究所附属
日本社会研究情報センター
SSJデータアーカイブ 御中

所属 (大学・学部・学科または所属機関・部課を明記)

職名又は学年

ふりがな

申請者

下記の個票データの利用について、生CD-Rおよび切手貼済返信封筒を添えて申請します (個票データは、SPSSではなくテキスト形式を希望)。

記

申請日 _____ 年 _____ 月 _____ 日 利用期限 データ提供日から 1 年
調査番号 _____ 調査名 _____ 寄託者 _____

注意： 1 枚の申請書に 2 つ以上の寄託先を記入することはできません

二次分析のテーマ (教育目的が認められるデータを当該目的で申請する場合は、大学名・授業名)
※研究目的の方は、当該分析の具体的な計画を 3 頁目に示す様式に記入してください。

研究経費 (該当する費目にチェックをつけること)

校費 科研費 (課題番号: _____) その他の研究費 私費

(欄不足の場合：別紙記載，資料添付も可。利用延長の場合：以前の申請番号を付記し，利用報告書を添付。)

所属機関所在地

〒 _____ - _____
Tel _____ Fax _____ E-mail _____

自宅住所

〒 _____ - _____
Tel _____ Fax _____ E-mail _____

指導教員 (申請者が大学院生 (又は大学の学部学生) の場合)

自署 _____ 所属 (大学・学部・学科を明記) _____ 職名 _____
印 _____

Tel _____ Fax _____ E-mail _____

誓約事項

- 1 提供された個票データは、学術目的での二次分析にのみ利用します。
 教育目的で利用します (を付けて下さい。)
受講生も共同利用者として自署、押印が必要 (JEDSを除く)。申請時に受講者未定の場合は、
____月 ____日 まで (申請時から3ヶ月以内) に確定した共同利用者を提出します。
個別データの秘密保護を図り、個々の調査対象を特定する分析は行いません。提供された個票データは、本利用申請書に署名した者だけが利用し、第三者には再提供しません。
- 2 調査に関する照会は、原則としてSSJデータアーカイブを通して行い、寄託者に直接行いません。
- 3 二次分析の結果を公表する際には、個票データについて以下の文を付すことにより、個票データの出典を明記します。
〔二次分析〕に当たり、東京大学社会科学研究所附属日本社会研究情報センターSSJデータアーカイブから〔「〇〇〇調査」(寄託者名)〕の個票データの提供を受けました。
The data for this secondary analysis, "name of the survey, name of the depositor," was provided by the Social Science Japan Data Archive, Information Center for Social Science Research on Japan, Institute of Social Science, The University of Tokyo
- 4 個票データ利用期限までに利用申請書の内容について異動が生じた場合は、速やかにSSJデータアーカイブにその旨を届け出ます。
- 5 利用期限終了後は、個票データを消去して、利用報告書をSSJデータアーカイブに提出します。その際、論文等¹を公表していれば、利用した調査の寄託者数 + SSJデータアーカイブ分 1 の部数を同封します。
- 6 その他、SSJデータアーカイブの指示に従います。
- 7 提供された個票データ等の利用により何らかの不利益を被ったとしても、寄託者及びSSJデータアーカイブの責任は一切問いません。

利用に当たり、上記誓約事項を厳守します。

自署 印

共同利用者 (申請者以外に利用者がいる場合。欄が足りない場合、別紙記載)

所属 (大学・学部・学科または所属機関・部課を明記)

職名又は学年 自署 印

所属 (大学・学部・学科または所属機関・部課を明記)

職名又は学年 自署 印

署名、押印の漏れがある場合、再提出を求めることがあります。

¹ 著書や論文、学会の大会報告書、授業等の実習報告書などの印刷されたものを指します。「論文等」が、印刷物の一部分であり全体の提出が困難な場合、該当する「論文等」を複写したのもでも可。

提出のあった論文等は、SSJデータアーカイブから各寄託者に1部ずつ転送します。また、論文等のタイトル、著者名等を、SSJDAウェブサイトにおける当該調査の「概要」ページで関連論文として紹介します。

SSJDA 使用欄	申請番号
--------------	------

二次分析の計画

<p>研究題目 (研究内容をあらわすのに適切な題目を簡潔に記入してください)</p>
<p>二次分析の内容 (研究の意義、仮説または予想される結果などについて、200字以上で記述してください)</p>
<p>利用予定の質問項目 (申請する調査データのWeb上の概要ページに含まれる主要調査項目リストを参考にしてください)</p>
<p>本研究成果の公表予定 (学会大会名、雑誌名、書籍名など、および報告・出版予定時期を記述してください)</p>

※注意事項

個票データに関する情報は、調査ごとに概要ファイルと調査票ファイルを組にしてまとめています。調査方法や質問文などについて十分に理解してください。

また、誤解に基づく分析を避けるためにも、調査報告書を必ず読んでから個別データの利用を始めてください。SSJDAでは、提供する調査の報告書を収集し、東京大学社会科学研究所図書室で閲覧できるようにしていますのでご利用ください。

なお、閲覧申請の際は調査番号を必ず確認のうえお申し込みください。

SSJDA 使用欄	論文番号	更新	gaiyo	転送
		申請リスト		

個票データ利用報告書

_____ 年 ____ 月 ____ 日

東京大学社会科学研究所附属
日本社会研究情報センター
SSJ データアーカイブ 御中

所属

職名又は学年_____
利用者

貴センターから提供を受けた個票データについて、
下記の通り利用しましたので、報告します。

記

データ提供日 _____ 年 ____ 月 ____ 日 (提出はデータ提供日から1年以内(他に指示がある場合を除く))

利用した個票データ

申請番号	調査番号	調査名	寄託者
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____
_____	_____	_____	_____

1. 上記データの扱いについて (利用期限が設けられていない場合は、記入不要)

- を1つ付けて下さい。
- ア 個票データを消去した。
 - イ 個票データの利用を延長申請する (利用申請書を同封)。

2. 上記データを利用した結果について

- を1つ付けて下さい。
- ア 論文等を発表したので、同封した。
 - イ 論文等を発表予定であり、発行後速やかに SSJDA に送付する。

論文等タイトル	発表媒体名	著者名
_____	_____	_____
発行(予定)日	_____	
_____	_____	_____
 - ア・イの場合

<input type="checkbox"/> 雑誌	利用した調査の寄託者数	SSJDA	同封部数
<input type="checkbox"/> 書籍	_____	_____	_____
<input type="checkbox"/> 学会	_____	_____	_____
<input type="checkbox"/> 学位論文	_____	_____	_____
<input type="checkbox"/> その他	_____	_____	_____
()	_____	_____	_____

_____ + 1 = 計 _____

同封部数は、最低2。参照 http://ssjda.iss.u-tokyo.ac.jp/report-form.html#how_to_count
 - ウ 論文等の発表はなかった。

備考

論文等には、出典明記(誓約事項3)のページに付箋(目印となる紙片)を付けて下さい。
抜き刷りなどの場合、発表した雑誌の名前・年月などがわかるようにして下さい。



データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱規程

1. 本規程は、データ利用申請時の誓約事項に違反した場合の取扱について、これまでSSJDAで運用されてきたルールを明文化したものである。
2. 利用報告書の遅滞があった場合
現行の利用者管理システムでは、1年間の利用期限が経過したときに利用報告書の提出を督促するメールがSSJDAから利用者に対して自動的に送信される。そのメール送信後1ヶ月たっても報告書が提出されない場合、SSJDAでは、再度、報告書と遅滞理由を述べた弁明書（署名捺印を要する）を郵送で提出するよう求める。この報告書および弁明書の提出日は消印の日付とする。SSJDAでは、その利用者による新たなデータの利用申請を報告書および弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。なお、報告書と弁明書の提出が求められたにもかかわらず提出されない場合は、新たな利用申請が認められないだけでなく、当該データの寄託者にその利用者氏名を通知することとする。
3. 出典の明記（acknowledgment）がなされなかった場合
 - ① 学術雑誌の場合
校正までの段階でSSJDAに連絡があった場合は、校正の際に利用者が修正するよう伝える。また、校正に間に合わなかった場合には、次号の記事として掲載するように伝える。そのうえで、利用者は弁明書（署名捺印を要する）と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。
 - ② 出版物の場合
校正までの段階で連絡があった場合は、学術雑誌の場合に準ずる。校正に間に合わなかった場合は、できるだけ早く当該出版物に訂正紙を添付し、二刷以降では明記するよう伝える。そのうえで、利用者は弁明書（署名捺印を要する）と修正または出版社に対する修正依頼ないし掲載依頼をおこなった証拠となる文書および当該部分の複写をSSJDAに郵送で提出する。これらの提出日は消印の日付とする。ただし、いずれの場合でも、SSJDAはその利用者による新たなデータの利用申請を弁明書提出日から6ヶ月間受け付けない。
4. 罰則が適用される範囲
利用者が学生（大学院学生を含む）である場合、利用申請書に記名・捺印されている指導教員に対しても、SSJDAから厳重な注意をおこなう。
5. 本規程の施行
本規程は、2007年4月1日より施行する。利用者に対しては、ホームページの掲載により、周知することとする。

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	アメリカ	
	ICPSR	TheDataWeb
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	The Inter-university Consortium for Political and Social Research	U.S. Census Bureau と Centers for Disease Control のコラボレーション
機関又はデータの概要	University of Michigan 内のISR(Institute for Social Research)の一機関。 4つの運営部門(Collection Development, Collection Delivery, Educational Resources, Data Security and Preservation)を設置。 ICPSRは12人のGoverning Council(任期4年)で運営されている。	オンライン・データライブラリのネットワークで、「DataFerrett」という専用のシステムを用いてデータにアクセスする。 「DataFerrett」のセンサス局の開発担当はDSD(Demographic Surveys division)の Survey Modernization Programming Branch
運営経費の負担 (スポンサー)	会費(650以上の大学等機関)、補助金、奨励金	U.S. Census Bureau と Centers for Disease Control か 「DataFerrett」の開発には当初労働統計局(BLS:Bureau of Labor Statistics)が、後オーストラリア統計局(ABS)が資金援助していると思われる。
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1962年	DataWebそのものについては不明だが、「DataFerrett」の初期バージョンにあたる「Ferrett」については1997年にU.S. Census BureauとBLSにより共同開発した。開発経費がかかるため、現在のシステムはオーストラリア統計局(ABS)と共同開発。
提供されるマイクロデータ	6300の研究調査における50万ファイルを保管。学問の分野は政治学、社会学、人口統計学、経済学、歴史、教育、老人学、刑事裁判、公衆衛生、外交政策、保健、医療、教育、保育研究、法律と薬物乱用などあらゆる領域に及び。	1990年と2000年の人口住宅センサスのPUMSのほか、ACS, AHS, BRFS, CES, CPS, NAMCS, MORT, NHANES, NHIS, NHAMCS, FHWAR, SIPP, SPDの13種類 *但しpublic use dataのみ
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討、決定機関)	College and university Institutional Review Boards (IRBs)	センサス局内の統計開示評価委員会(Disclosure Review Board)
秘匿方法	ICPSRが寄託データの秘匿処理をすることはない。しかし、秘匿すべき情報が存在していないか、ICPSRのスタッフがチェックを行う。(ICPSRはデータ作成者に対して寄託前に調査対象の識別子をデータからすべて削除することを推奨している。)	下記の手法を用いている。 *Removal of direct identifiers *Setting geographical population thresholds *Data swapping *Global recoding *Rounding *Top Coding *Age detail
利用条件・手続	データの利用の際にはICPSRに加盟している必要がある。加盟のための条件は以下の通り 1. 高等教育施設、高等教育施設を伴う団体、教育団体組織 2. ICPSRの細則に従って認められる組織や団体	DataFerrett(Federated Electronic Research, Review, Extract, and Tabulation Tool)という専用のブラウザをダウンロードし、インストールしておく必要がある。(無料) E-mail Addressの登録(loginの際に必要) *login画面にE-mailアドレスを入力し「public use data only」というチェックボックスにチェックをしてloginする。
提供形態	HP上からFTPによるダウンロード Diskettes-3-1/2" diskette(PC or Macintosh) Zip disks-100 or 250 megabyte(PC or Macintosh) CD-ROMs-formatted to the ISO 9660 standard Tapes 8 mm cartridge tape in standard UNIX formats: tar,dd, or cpio 4 mm cartridge tape in standard UNIX formats: tar,dd, or cpio 3480 cartridge tape,38000 bits per inch(BPI),ANSI or IBM labeled 9-track round tape,6250 BPI,ANSI or IBM labeled	DataFerrettを通したオンライン上でのダウンロード DataFerrett上でのクロス集計表の作成、地図上でのデータの加工なども可能
提供フォーマット	SAS SPSS Stata	SAS SPSS Stata EXCEL タブ区切り カンマ区切り
マイクロデータの利用料金	ICPSR加盟者の加盟資格により年会費が異なる 2004-2005年会費 Category A \$12,730 Category B \$7,960 Category S \$3,980 Category C \$2,000 Category F \$15,000 Category N \$15,000 参加加盟資格 Category A 社会科学及び関連分野の大学院を持つ大学及び研究機関(研究員60名以上) Category B 社会科学及び関連分野の大学院を持たない大学(学生数2500人以上) Category S 社会科学及び関連分野の大学院を持たない大学(学生数2500人未満) Category C 発展途上の機関 Category F Category N	無料
データの寄託元 寄託手続き	大学等の民間の研究機関(者)、政府機関 Guide to Social Science Data Preparation and Archiving (3rd edition)	U.S. Census Bureau, Bureau of Labor Statistics, Centers for Disease Control等の政府機関 -
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.icpsr.umich.edu/ http://www.icpsr.umich.edu/org/mission.html	http://dataferrett.census.gov/index.html
アーカイブスタッフ	Staff Directory ICPSRにおける管理スタッフは100名以上	センサス及びACS以外のアーカイブはDSDが所属するADDP(Associate director for Demographic Program)内で実施されていると思われるが詳細は不明。

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国 名	アメリカ	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	センサス局 (U.S. Census Bureau)	
	[PUMS(Public Use Microdata Sample)]	CES (the Center for Economic Studies) & RDC (the Research Data Centers)
機関又はデータの概要	人口住宅センサスから作成した匿名標本データ	CES (Center for Economic Studies)はセンサス局の一部門で、そのネットワークとなるRDC (Research Data Centers)は全米に9箇所ある。
運営経費の負担 (スポンサー)	センサス局	運営費についてはセンサス局 (CES)とRDCパートナーであるacademia又は非営利団体が負担しているが、研究者にも使用料として応分の負担を求めている。(ただし、研究のスポンサーとなってもらえる機関の斡旋も行うため、標準的な料金として調整され、追加に発生するのは特別に新たなデータセットを作成したり、データのリンクージなどに伴うものだけとなる場合もある。)
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1963年 1960年人口住宅センサスデータの0.1%抽出データが最初	1983年にセンサス局にthe Center for Economic Statisticsを設置したのが、RDCの始まり その後、1998年にRDCの拡大計画が実施され、現在に至る。
提供されるマイクロデータ	現在提供されているのは2000年人口住宅センサスの1%と5%のPUMS。 5%PUMSは詳細な地域属性(地域区分はPublic Use Microdata Area(PUMA)でcountyレベル。最低10万人以上の単位でさらに分割。) 1%PUMSは詳細な項目区分(地域区分はSuper-Public Use Microdata Areaで複数のPUMAを包含する最小40万人以上の地域。)	オンライン利用施設として、人口調査系データのみならず、DataFerrettやPUMSで公開できない経済系データや研究利用しやすい加工された43のリサーチデータを用意している。
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)	統計開示評価委員会(Disclosure Review Board) (発足当初はマイクロデータ検討委員会(Micro data Review Panel)) 統計開示評価委員はセンサス局のあらゆる部門から召集された十人程度の職員で構成される。構成員の職位はアシスタントディビジョンチーフやプランチチーフ、当該調査担当者などである。	同左
秘匿方法	Data swapping(スワッピング) Top coding(トップ・コーディング) Geographic population thresholds(地理的人口境界) Age perturbation(年齢攪乱(10人以上世帯を対象)) Detail for categorical variables (is collapsed)(変数の詳細分類(の統合))	オンライン利用施設であるため、原則としてPUMではない個票データを扱えるが、センサス局職員と外部の研究者では利用できる個票データの範囲が異なる。 例えば、外部の研究者には経済センサスのデータを利用する際には、調査によって得られたデータか、IRS(内国歳入庁)の税務データによって補完されたデータかわからないようになっており、企業名等の情報も削除している。
利用条件 手続	用途及び使用方法を問わない。	マイクロデータを扱うCES又はRDCの施設を利用するには、連邦政府職員として現に雇用される必要があるため、連邦政府職員としての雇用についての宣誓とともに、Title13に関する教育訓練を受け、守秘義務履行の宣誓と宣誓供述書の署名による特別宣誓資格(SSS: Special Sworn Status)を得て、初めて可能となる。 研究利用の申請には研究内容、研究に利用するデータのほかに、センサス局にとってのメリットを記した提案書を出す必要がある。なお、利用するデータがIRSのデータが入っている経済関係データの場合、IRSの基準をクリアしなければならない。施設に入るに当たっては、研究者の背景(どこの(会社)の人か、どこかと契約して調査しているのか)など、非常に細かく調べられ、センサスバッチの着用も義務付けられている。
提供形態	HP上からFTPによるダウンロード(州別) CD等のメディアの販売。	オンラインによる提供
提供フォーマット	flat形式」	不詳
マイクロデータの利用料金	無料(FTP方式によるダウンロード) CD等の媒体は有料	無料
データの寄託元 寄託手続き	センサス局自身	センサス局自身 研究者によるデータの持ち込みも、所定の手続を行うことで可能。
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.census.gov/main/www/access.html	http://www.ces.census.gov/index.php/ces/1.00/cms/home http://www.ces.census.gov/dialog.php/ces/1.00/ourmission Research at the Center for Economic Studies and the Research Data Centers: 2005 http://www.ces.census.gov/index.php/ces/1.00/cms/downloads
アーカイブスタッフ		上記年次報告書にP59~60にスタッフについての記述あり CENTER FOR ECONOMIC STUDIES (CES) STAFF LISTING 2005

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	カナダ	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	カナダ統計局 (Statistics Canada)	
	[PUMFs (Public Use Microdata Files)]	DLI (Data Liberation Initiative)
機関又はデータの概要	人口センサス等から作成した匿名標本データ	発足時 Social Science Federation of Canada (SSFC)、Canadian Association of Research Libraries(CARL)、Canadian Association of Public Data Users(CAPDU)、カナダ統計局と他の政府機関の協力的なプログラムとして発足(5年間のみ) 現在 カナダ統計局内のLibrary and Information Centre
運営経費の負担 (スポンサー)	1986年より Canadian Association of Public Data Users (CAPDU)、とCanadian Association of Research Libraries (CARL)、そしてカナダ統計局の5つの部門が PUMF の作成と普及に係る費用を負担	上記の組織と考えられる
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1973年 1971年CensusからPUMFsを作成したのが最初 (1960年代にはオーダーメイド集計で対応していた)	1996年 2月に大蔵委員会 (Treasury Board)より承認を受け、同年3月に連邦政府機関 (Science and Technology Strategy)となる
提供されるマイクロデータ	センサスをはじめとする2種類のデータ(2006/09/21現在) PUMFs(1%) データはおおよそ4分類に大別 HEALTH SOCIAL (うちセンサスは個人・家庭・世帯に区分される) LABOUR EDUCATION	Data Base ……14種類 Geographic Files ……9種類 Census (PUMFs) ……3種類 Other Micro Data Files (PUMFs) ……79種類
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討・決定機関)	Privacy Impact Assessment (個人情報影響評価プログラム) Data Access and Control Service Division (アクセス・コントロール管理部門) Confidential and Legislation Committee (所管の4機関において秘匿の技術問題や、守秘性についての推断)	左記と同様と考えられる
秘匿方法	一般的に2つの方法を採用 Top, Bottom Cording (トップ、ボトムコーディング) Variable Categories Wider (大分類化) Removing Some of the Variables from Some Respondents (変数削除) Removing Some of the Respondents from the File (データ削除) Adding Random Noise to the Microdata (ノイズ導入) Data Swapping (スワッピング) Replacing Small Groups with Average Values(平均化) Deleting Information from Some Respondents and Replacing it with Imputed Values (補定)	左記と同様と考えられる
利用条件・手続	マイクロデータ提供委員会 (Microdata Release Committee)の承認を得たあとに一般に販売される。PUMFs完全な個票の場合のいずれもライセンス合意が必要 ただし、完全な個票の利用は統計局職員扱いとなり、契約書にも明記されている 提供に関してはRDCを通じて行われる ○PUMFライセンス契約書 (MICRODATA Licence AGREEMENT) (オンライン契約書はRDCを参照)	年間ライセンス料を支払う高等教育機関のスタッフと学生 学術研究に目的は限られており、利用目的を明確にしなければならない
提供形態	CD-ROMによる購入 DLIの支援により、オンライン提供もされている	Web上でダウンロード FTP (またはファイル転送プロトコル) CD-ROMによる購入
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	ファイルごとに料金を徴収する(1000~3000ドル程度) 一括購入の際に割引があることもある 教育機関についてはカナダ統計局のマイクロデータファイルを50%引きで購入できる (現在の価格は不明)	規模の大きな機関(27機関)については、年間12,000ドル (the Canadian Association of Research Libraries [CARL]) その他の機関については年間3,000ドル (Canadian Association of Small University Libraries [CASUL]等の機関)
データの寄託元 寄託手続き	カナダ統計局自身	カナダ統計局自身
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.statcan.ca/start.html http://www.statcan.ca/english/Talon/talonflashtext.htm	http://www.statcan.ca/english/Dli/governance.htm
アーカイブスタッフ	不明	http://www.statcan.ca/english/Dli/statcan.htm

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	カナダ	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	カナダ統計局 (Statistics Canada)	
	RDC (Research Data Center)	Remote Data Access
機関又はデータの概要	<p>○カナダ国内に14箇所のRDCを設置 連邦政府の分析要望に応えるために、Federal Data Access Centreがオタワ大学に設立された。他の大学にはオタワ大学への専用の接続端末がある。 ○位置付け The university-based centres are, essentially, extensions of Statistics Canada offices (大学に設置されたセンターは、実質的に統計局の一部とみなされる)</p>	<p>カナダ統計局のリモート集計方式で、許可された研究者が集計用のプログラムをインターネットを通じてカナダ統計局に送付し、結果を送り返してもらいオンラインサービス。</p>
運営経費の負担 (スポンサー)	<p>カナダ統計局と大学間コンソーシアムとSocial Sciences and Humanities Research Council (SSHRC)により成る機関</p>	<p>カナダ統計局</p>
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	<p>1998年</p>	<p>2002年4月に試験的プロジェクトとして発足</p>
提供されるマイクロデータ	<p>Canadian Community Health Survey (CCHS) Ethnic Diversity Survey (EDS) Longitudinal Survey of Immigrants to Canada (LSIC) National Longitudinal Survey of Children and Youth (NLSCY) National Population Health Survey (NPHS) Program for International Student Assessment (PISA) Survey of Labour and Income Dynamics (SLID) Workplace and Employee Survey (WES) Youth in Transition Survey (YITS) Other Surveys</p> <p>主に完全な個票を提供</p>	<p>1998年 Adult Education and Training Survey 2000年 Program for International Assessment 2000年 Youth in Transition Survey</p> <p>(現在の状況)</p>
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)	<p>Data Access and Control Service Division (アクセス・コントロール管理部門) 秘匿処理に関しては、前項参照</p>	<p>同左</p>
秘匿方法	<p>オンラインでは原則として秘匿を施していないマイクロデータ (契約時は連邦職員として扱われ、宣誓の義務を負う) PUMFの秘匿方法については前頁を参照</p>	<p>秘匿されているが、利用者に結果を返送する際に、結果に特定因子が無いかを統計局で確認(見つければ結果表に秘匿を施す)</p>
利用条件 手続	<p>SSHRCとカナダ統計局管轄の委員会に必要事項を記述した研究計画を提出 研究開始前にSSHRCへアクセスし(an internal-use number と a passwordを受領 - Direct Access プロジェクト申請が承認されれば、連邦政府の職員として扱われ、データアクセスが可能となり、結果も統計局に提出する義務を負う(1か月のオンライン接続料は3500ドル) - Indirect Access カナダ統計局と利害関係のある連邦政府の'Memorandum of Understanding' (覚書)が必要となる。特定の研究機関の合成ファイルが格納されているワークステーションにアクセスをする。結果も研究機関へ提出する義務を負う(1か月の間接的オンライン接続料は5500ドル) ○完全個票研究契約書 (MICRODATA RESEARCH CONTRACT) - オンライン利用限定</p>	<p>電子媒体にて研究計画書を提出 承認を受けた後、利用者は疑似データを使用してプログラムテストを行う(SAS, SPSS, STATA and WESVAR) テスト完了後、オンラインにてプログラムをカナダ統計局へ送付して、結果を受け取る (必要に応じて秘匿処理を施されるが、利用者には通知される)</p>
提供形態	<p>データセンターの端末で利用 (上記の利用法参照)</p>	-
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	<p>(上記の利用法参照) Direct Access 1か月のオンライン接続料は3500ドル Indirect Access 1か月の間接的オンライン接続料は5500ドル PUMFの提供も行っている</p>	<p>利用後3~6ヶ月間が経過してから、少額の請求がある (金額は不明)</p>
データの寄託元 寄託手続き	<p>カナダ統計局 (統計局よりオタワ大学に一括してデータを預けられる)</p>	<p>カナダ統計局 (統計局でプログラム受理、集計を行う)</p>
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	-	-
アーカイブスタッフ	<p>カナダ国内のRDC関係大学の職員</p>	<p>カナダ統計局</p>

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	ドイツ	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	ドイツ連邦統計局 (Federal Statistical Office Germany : Statistisches Bundesamt Deutschland)	
	PUFs (Public Use Files)	RDC (Research Data Centres)
機関又はデータの概要	PUFsはマイクロセンサス等から作成した匿名データ。 SUFsはより秘匿の緩い科学研究目的の汎用ファイルとして作成される。 (提供機関) - 連邦統計局 - 州統計局	連邦統計局及び各州統計局に設置されているマイクロデータ利用研究所
運営経費の負担 (スポンサー)	内務省所管 (連邦統計局) 首相直轄 (州統計局)	同左
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1971年 マイクロセンサスからマイクロデータが学術目的に提供 1980年 連邦統計法改正 (絶対的な匿名化措置) PUFsの提供開始 1987年 連邦統計法改正 (事実上の匿名化措置) 匿名化の技術的・具体的検討 1997年 事実上の匿名化データ (Scientific Use Files) の提供開始	2001年に連邦統計局内に最初のRDCが設置される 次いで、2002年に各州統計局にRDC設置
提供されるマイクロデータ	絶対的秘匿データ (Absolutely anonymised microdata) Public Use Files (PUFs) Campus Files (CF) ... for Universities and Schools (free) 事実上の匿名化データ (DeFacto anonymised microdata) Scientific Use Files (SUFs) 上記のファイルを「利用者のために、特別に作成することもある」	PUFs・CF・SUFsの提供のほかに、以下の方法によりデータ (或いは結果) を提供 - Visiting Resercher Desktop (オンサイト利用) - Controlled Remote Data Processing (リモート集計) - Special Data Processing (オーダーメイド集計)
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討・決定機関)	現在は不明 1988～91年にかけて「事実上の匿名化」の具体的検討が連邦・州統計局、データ保護委員会、マンハイム大学及びマンハイム社会調査方法論分析センター (ZUMA) にてなされた	同左
秘匿方法	Measures to anonymise microdata - Perturbation (攪乱) - Arbitrary arrangement of data records (データ記録の任意調整) - Distribution of obsolete data (古いデータ配布) - Omitting (削除) - Presenting in less detail (詳細排除) (秘匿プロジェクトにZUMAも参加)	同左
利用条件・手続	PUFとSUFは個人のPCで利用可能 (データは有料) Campus Files (CF) は学校等を対象とし、RDCにて無料提供している (CFはPUFの一種だが、秘匿方法の違いは不明。学生が自由に利用できることを考えると、PUF以上に強い秘匿処理が施されていると思われる) 1987年の「連邦統計法」制定より、データへのアクセスが始まった	オンサイトについて、以前は「1ドル職員」(One-Dollar-Man) 制度があり1ドルが任命費として臨時職員 (公務員) 化する その後、RDCで「デスクトップ客員研究員」制度が確立され、秘匿の緩い個票を利用。期間中は施設内で固有パスワードを使い、データ保存も出来る (臨時職員であるかは明確ではないが、宣誓を行う) リモートはSAS、SPSS、Stata用プログラムをRDCへ提出 オーダーメイドはRDCへデータ処理を全面依頼 いずれも結果表のみを受け取る
提供形態	RDCにて行われる (詳細は右記参照)	CD-ROM オンライン (CFはオンラインのみで提供)
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	RDCにて行われる (詳細は右記参照)	料金は不明だが、PUFsであってもライセンスと購入料金がかかる (CFのみ無料で提供され、ライセンスも必要ない)
データの寄託元 寄託手続き	連邦・州統計局	同左
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	http://www.destatis.de/cgi-bin/e_www/wais	-
アーカイブスタッフ	-	-

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	ドイツ	
	ZUMA	ZA
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	Centre for Survey Research and Methodology	Central Archive for Empirical Social Research, University Cologne
機関又はデータの概要	マンハイム調査分析センター	<p>Institute of the Cologne Association ケルン協会内の組織</p> <p>1987年に計量歴史社会調査データのアーカイブを独立した機関として、設立された。 (設立以前はケルン大学の附属機関として活動)</p>
運営経費の負担 (スポンサー)	1974年にマンハイムに設立。当初の予算の出典は不明。 1985年よりZA・IZと共に連合組織 GESISとなり 連邦政府と11の州より予算を得ている。	1960年の発足時はケルン大学の組織として、大学より予算を得ていたが、現在は大学の組織から独立し、IZ・ZUMAと共に連合組織として GESISより予算を得ている。 連合化以前より ZUMAとZAのスタッフは主としてケルン大学出身であり 相互の関係は密接。
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1989年より連邦統計情報システム (STATIS-BUND) によりマイクロセンサスの提供を開始 そのほか所得・支出調査、家計パネル調査、行動調査等	1960年より 調査データ保管・整理 保管を始めた、欧州最古のアーカイブ機関。 肥大化を防ぐために、1969年に 情報センター (IZ) を独立機関として設立した。
提供されるマイクロデータ	<p>マイクロセンサスの1%抽出中の70~80%のリサンプリングデータ その他、科学調査や雇用統計も1%リサンプリングで提供されている</p> <p>事実上の秘匿により 病院統計、建物 住宅センサス、道路交通事故統計なども提供されている</p>	<p>Face-to-Face Interviews Mail Surveys Telephone Surveys Online Surveys</p>
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)	不明	不明
秘匿方法	<p>Measures to anonymise microdata ・Perturbation (擾乱) ・Arbitrary arrangement of data records (データ記録の任意調整) ・Distribution of obsolete data (古いデータ配布) ・Omitting (削除) ・Presenting in less detail (詳細排除) 過去の統計局の「秘匿プロジェクト」にZUMAも参加していたため、同様と考えられる</p>	ZAは秘匿化業務を行わず、ZUMAの匿名標本を保管すると考えられる。
利用条件 手続	学術研究のため	同左
提供形態	オンライン CD-ROM	オンライン CD-ROM
提供フォーマット	-	-
マイクロデータの利用料金	科学目的で1サンプル130マルクで提供	<p>German General Social Survey (ALLBUS) を実施し、社会科学の学界へ無料で調査データを公開している</p> <p>基本的にZUMAメンバーは無料</p>
データの寄託元 寄託手続き	連邦統計局	ZUMAの実施した調査 民間の調査機関の調査 (一部統計局の調査も含む)
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	-	-
アーカイブスタッフ	http://www.gesis.org/en/staff/zuma/zuma_mitarbeiter.htm	<p>http://www.gesis.org/en/staff/za/za_staff.htm</p> <p>http://www.gesis.org/en/staff/iz/iz_mitarbeiter.shtm</p>

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	イギリス	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	UKDA The U K Data Archive	CCSR (Cathie Marsh Centre for Census and Survey Research) [SARs (Samples of Anonymised Records)]
機関又はデータの概要	<p>エセックス(ESSEX)大学内に設置</p> <p>2003年1月よりESRCとJISCの共同出資で国家的なデータアーカイブ提供センターであるthe Economic and Social Data Service (ESDS)がサービスを開始した。なお、ESDSは主要アーカイブ機関と協働してデータの保存提供のサービスを実施するが、ESDSのあらゆる方針と運営に関する責任はUKDAが負っている。</p>	<p>マンチェスター(Manchester)大学内に設置</p> <p>1992年に ESRCの助成を受けて、Census Microdata Unit(CMU), the Centre for Census and Survey Research(CCSR)として発足、1995年に創立者のCathie Marsh 教授の名を冠し、発展的に改組。 ESDSにおいては「ESDS Government」の主導的な役割(UKDAは支援)を果たす。</p>
運営経費の負担 (スポンサー)	<p>現在はthe Economic and Social Research Council (ESRC)とthe Joint Information Systems Committee (JISC) of the Higher Education Funding Councils が共同出資。 (注)英国の学術研究機関への予算の提供は、教育雇用省ルート(HFEC(Higher Education Funding Council)と科学技術庁系統のESRCがあり、大学の教育関係予算は前者から、研究予算は後者から提供され、かつてはArchiveの運営も後者から提供されたが、</p>	<p>the Economic and Social Research Council (ESRC)の助成を受けて発足 (現在も助成を受けているどうかは不明)</p>
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1967年	1992年4月
提供されるマイクロデータ	<p>社会科学・人文科学に関する5000以上のサーベイデータを提供。 1980年頃から政府統計データを収集(標本調査が中心。ただし、2001年センサスの世帯SARであるSL-HSARも「ESDS Government」の中で提供(CCSRが主導、UKDA支援)。なお、アーカイブ機関側でSARsデータのように変数の追加は行っていない。</p> <p>(注)SL-HSAR(Special Licence Household Sample of Anonymised Records)は完全な秘匿ではないが詳細な情報が得られる特別仕様の世帯SAR(2001年のみ)。</p>	<p>1991年と2001年のセンサスから作成された匿名標本データ(Samples of Anonymised Record)を提供。個人と世帯の2種類SARがあり、年次により仕様が異なる。(ただし、2001年世帯SARはUKDAで提供)。このほか、5%抽出の2001年SAM(the 2001 Small Area Microdata file)は2006年より提供を開始。なお、より詳細な世帯個人データのCAMS (Controlled Access Microdata Samples)はONSの施設内で利用可能。 2%(3%個人SARは約110(175)万レコードで、センサスにおける全個人項目と一部の世帯項目を含み、地域区分は278区分(北アイルランドを加えUK全体で288)。 1%世帯SAR(01はSL-HSAR)は約20万レコード(世帯員数約50万人)で、全世帯項目とCMUが追加した世帯・家族の変数を含み、地域区分は12区分(01は区分なし)。 5%SAMは約300万人の個人レコードで、地域は地方自治体レベルと詳細であるが、個人SARに比べ個人項目の情報は少ない。</p>
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討・決定機関)	<p>隔週ごとに開催される収集検討委員会(ARC: The Acquisitions Review Committee)が具体的な基準に照らして寄託データ提案書の審査を行う。</p>	<p>CAPRI (Confidentiality and Privacy) データ収集、提供、分析における秘密保護に関する研究を行うチーム。現在のCAPRIは、Dr. Kingsley Purdamが主導し、マンチェスター大学中に構成員がいる。マイクロデータや小地域集計データの開示リスクのレベルを立証する革新的な方法を開発し、ONSのセンサスや標本調査の開示リスクの評価に多大なる貢献を果たすとともに、2005年5月の国際シンポジウムも成功裏に開催。</p>
秘匿方法	<p>SL(Special Licence)形式(完全な秘匿ではないが詳細な情報が得られる特別仕様のデータの提供は、現在ONSによって進められており、SL-HSARのほか、Annual Population Survey、Labour Force Surveyでも実施している。</p>	<p>センサスマイクロデータ提供に先立ち、ESRCに設置された改組Cathie Marsh教授を委員長とするWGで、「SARによって秘密が露見する危険性は無視できる」(91)と結論。 【5つの秘密保護措置】 低い抽出率(世帯1%、個人2%) データの圧縮(suppression)・・・希少・固有事例の除去(統合) top coding又は分類の統合(年齢、就業時間、産業、職業、教育など) 地域情報の制限(個人は広域地方自治体を、世帯はRegister Generalがベース)露見リスク評価研究(Eu)からの資金援助を受けてモデルの開発に従事)</p>
利用条件・手続	<p>イギリス国内における学術研究機関の研究生・学生、政府機関の従事者は、インターネット上のAthens認証システムにログインすることによって、UKDAに保管されているサーベイデータを利用することが可能。 商業目的の利用者であっても、AthensのUser IDを保有していれば、データを取得可能。 なお、2001年SL-HSAR等の利用にはUKDA経由でONSからSpecial Licenceの取得が必要。 政府機関もUKDAを通じて他の政府機関のデータをしばしば利用している。</p>	<p>1991SARs、2001SARs及び2001SAM (Licenced) (1)イギリス国内において非営利かつ学術目的で利用する研究者・学生は、AthensのUser IDとパスワードを取得した上で、Census Registration Service(CRS)に登録。 (2)非学術目的で利用する者は、End User Licence Agreementに記入し、署名した上で、契約書を郵送する。 個人CAMS Census Research Access Board(CRAB)の審査を受けた後に、CRABの推薦を受けて、ONSのマイクロデータ公開委員会(Microdata Release Panel)、The General Register Office for Scotland(GROS)及びThe Northern Ireland Statistics and Research Agency(NISRA)によって審議されたのちに、利用可能。 (注)国外の者は、従来、英国の研究機関又は高等教育機関の研究者となる以外は利用不可であったが、ONSは3%個人SARと5%SAMデータに限り、利用を承認。</p>
提供形態	<p>UKDAのWeb上でダウンロード Nesstar Webview FTPによる転送 CD-ROMの購入</p>	<p>1991年SARs(個人、世帯)および2001年個人SARs (1)Web上でダウンロード (2)Nesstarの利用 (3)NSDstatの利用 (4)CD-ROMの購入(30ポンド) 個人CAMS 利用申請が許可された場合に、ONS内で利用可能</p>
提供フォーマット	SPSS Stata SAS タブ区切り(tab delimited)のファイル形式	SPSS Stata SAS カンマ区切りファイル 等
マイクロデータの利用料金	<p>非営利目的でデータを取得する利用者については、無料でダウンロード可能。営利目的でデータを利用する場合は、データセット1つにつき500ポンドの手数料が発生。 CD-ROMにかんする料金については、メディア代が7.50ポンド、handling feeが2.50ポンド郵送料がイギリス国内で3ポンド(イギリス以外のヨーロッパ諸国では4ポンドそれ以外では5ポンド) 税率17.5%の付加価値税(Value Added Tax)が課せられるが、(1)教育目的で使用する研究生と学生、(2)VAT numberを付与されているEU諸国の利用者、(3)EU外部の利用者、部局内の目的(departmental purpose)で利用するエセックス大学の大学関係者は、税金を免除されている。</p>	<p>1991年SARs(個人、世帯)および2001年個人SARs(Licensed) (1)学術目的で利用する教育機関の研究者、学生は、センサスデータを無料で取得することが可能(CD-ROMを購入する場合には、30ポンドの経費がかかる。 (2)商業目的の利用者については、データセット1つにつき1000ポンドの経費を要する。 (3)地方政府、保健機関、中央政府と慈善団体の従事者については、同500ポンド。 (2)と(3)については、さらに付加価値税(VAT)が課税される。 個人CAMSについては、1日あたり2ポンド+VATの経費が生じる。</p>
データの寄託元 寄託手続き	<p>大学等の民間の研究機関(者)、政府機関 UKDAのacquisitions teamは、ESDSの援助の下で、調査のあらゆる段階でデータ作成者や寄託者の支援に専念している。(データ作成者への支援と寄託手続は下記のとおり) Advice for data creators - introduction Depositing data - introduction</p>	<p>現在は国家統計局(ONS: the Office for National Statistics) 以前は人口センサス調査局(the Office of Population Censuses and Surveys)</p>
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	<p>http://www.data-archive.ac.uk/ http://www.data-archive.ac.uk/about/about.asp Data Management</p>	<p>http://www.ccsr.ac.uk/</p>
アーカイブスタッフ	UKDA Staff (UKDA とESDSのDirector は同一人物)	Staff Member

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	イギリス	
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	CeLSIUS (Centre for Longitudinal Study Information and User Support) [LSデータ(Longitudinal Study Data)]	ONS (the Office for National Statistics) IDBR (Inter-Departmental Business Register)
機関又はデータの概要	ロンドン(LONDON)大学内に設置 CeLSIUSはロンドン大学のLSHTM (the London School of Hygiene and Tropical Medicine)の人口研究センター(Centre for Population Studies)内に設置された。	ビジネスレジスター部門 (Business Register Unit) IDBRは関係部局間で使用できるビジネス・レジスター
運営経費の負担 (スポンサー)	ESRCとJISCの人口センサスプログラムによる共同出資(同プログラムは2006年7月31日まで)。	-
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	2001年12月(CeLSIUSの発足) LSデータの提供は1982年よりロンドンシティ大学社会統計研究部門(SSRU: the Social Statistics Research Unit)のLS Support Programmeを通じて、その後1998年10月よりロンドン大学のCentre for Longitudinal Studies、さらにCeLSIUSに引き継	-
提供されるマイクロデータ	・LSデータ(Longitudinal Study Data)は、リンクされた1%抽出(約50万)のセンサス調査データ(England, Wales)である。1974年当初は、職業別死亡データの妥当性や長期的な出生データの欠如という問題に対処するために作成されたが、以降、様々な研究課題を処理するために用いられてきた。(スコットランドのLSは現在作成中) 特定の4つの誕生(月)日に生まれた人をLSサンプルとして、1971年のセンサス、以降のセンサスや他の登録情報とのリンクによってサンプルの追加や既存サンプルへのイベント情報(死亡、サンプルとなっている母の出産、移住、癌患者登録など)の追加が行われる。	IDBR (Inter-Departmental Business Register)は統計目的のビジネスレジスターである。ONSや他の官庁に企業を対象とした標本調査のサンプルフレームの提供するとともに、企業活動の分析の主たるデータ源となっている。 IDBRを用いた標準的な分析 - Disclosive data - Local Authorities (disclosive data) - Non-disclosive data - Samples (disclosive data)
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)	LSRB (the ONS LS Research Board) Criteria for the approval of applications to use the LS data	Micro Data Release Panel (MRP) データの秘匿方針はNational Statistics Code of Practice (Protocol on Data Access and Confidentiality)に基づく。
秘匿方法	個人レベルのデータは決して提供されない。 公表の際は、公開リスクを減じ、研究とデータが適切に説明され、かつ、利用されていることを保証するため final outputs clearance」という手続がある。主な基準は、 ・表章結果は1セル当たり最低3標本の合算値とすること。 ・LSについて正しく表現されていること。標準的な記載例は利用可。 ・表や数値には適当な場所に、原典: ONS Longitudinal Study」と記載。 ・LSに含まれるデータはイングランドとウェールズのみであると結果を正しく評価。	
利用条件 手続	【学術機関の利用者の場合】(学術機関以外はONSのLS課に直接コンタクト) 自分の研究の論点を明確にしておく LSデータが自分の研究にマッチするかHPで確認 CeLSIUSの職員にコンタクトを取り、研究課題、研究期間について相談 オンライン・トレーニングを実施 秘匿(Confidentiality)に関する契約書(ONS LS Licence Agreement)を読む 研究計画書(Application form A)をe-mailで送信(又は郵送) CeLSIUS職員の指示に従い、Data Dictionaryを用いて、データや変数の抽出・加工の申請書(Application form B)を作成、ONS LS Research Board(LSRB)に提出 LSRBによるLSデータ利用承認後、契約書(ONS LS Licence Agreement)の提出 当該研究を担当するCeLSIUS職員から合算データか、分析の実行結果を受領(中間結果は推奨暗号化ソフトのSafeGuard PrivateCryptを用いて暗号化して提供) 発表しようとする際は、事前にLSRBからfinal outputs clearanceを取得しなければならないし、また、CeLSIUSとONSに対する謝辞を明記。	【IDBRを利用できる者】 中央政府の職員 - 調査及び分析のため情報を利用可。 地方政府及び他の政府団体の職員 - 一部のdisclosive dataを利用可。 政府と契約した者 - 契約で特定の調査及び分析のため情報(を利用可)。 一般大衆 - disclosiveでないものであれば、分析のため情報を利用可。 【Disclosive dataの利用】 公的に権限を与えられた外部の団体や政府機関で働いている契約者のみで、下記の確認書に署名が必要。 データはONSと合意した目的に対してのみ利用されること データの安全性が確保されていること ONSの許可なく第三者にデータを開示(disclose)しないこと 違法開示に対しては法的制裁が科されること
提供形態	オーダーメイド集計(通常、ONS(又はCeLSIUS)が集計した統計表や摘要表(合算したデータを含む)などが利用申請者に渡される。ただし、1、2の簡易な表であればで最小の公的手続のみでCeLSIUSが対応することもある。なお、Multi-level Modellingの実行など何らかの事情があれば、ONSに直接出向いて同データを用いた分析も可能・・・オンサイト利用)。 LSデータの公式の利用窓口として、下記の二つがあり、両者は緊密に連携し、利用者のサポートを行っている。 CeLSIUS大学等の学術機関向け ONSのLS Unit (LS課).....上記以外の機関向け	標準的な分析であれば、下記の期間内にオーダーメイド集計結果(又は匿名化されたデータ)として提供される。 - Disclosive data...Micro Data Release Panel (MRP)の承認の確認から、2週間以内 - Local Authorities (disclosive data)...作業の確認をしてから、2週間以内 - Non-disclosive data...作業の確認をしてから、2週間以内 - Samples (disclosive data)...作業の確認をしてから、4週間以内
提供フォーマット	(原データは提供されず、結果表や合算データが提供される)	ハードコピー ディスク CD (Disclosive data)はe-mailとfaxでの送付は不可)
マイクロデータの利用料金	イギリス国内の学術機関における教職員 学生に関しては、無料で提供	オーダーメイド集計の利用料金(ONSが請求) - Disclosive data £ 60/hour(必要に応じ付加価値税も加算) - Local Authorities (disclosive data) £ 150/district(同上) - Non-disclosive data £ 60/hour(同上) - Samples (disclosive data) £ 60/hour(同上)
データの寄託元 寄託手続き	(データはONSがDBで保管している。CeLSIUSのスタッフは唯一DBにアクセスし、データ抽出を行える。)	IDBRの主たるデータベースは2006年4月30日正業中の10万正業をカバー。 付加価値税(VAT: Value Added Tax)システムの商業者・・・HMRC 1より毎日提供 源泉徴収(PAYe: Pay As You Earn)システムの雇い主・・・HMRCより四半期毎に提供 Companies House 2に登録された法人企業 このほか、ONS Business Register Survey等の調査でこれらの行政記録を補完
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.celsius.lshtm.ac.uk/	http://www.statistics.gov.uk/ http://www.statistics.gov.uk/CCI/nugget.asp?ID=981&Pos=&ColRank=1&Rank=374
アーカイブスタッフ	http://www.celsius.lshtm.ac.uk/staff.html	連絡先 mailto:carl.roberts@ons.gov.uk mailto:IDBRDAS@ons.gov.uk

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	オーストラリア	
	オーストラリア統計局 (Australian Bureau of Statistics) [CURFs (Confidentialised Unit Record Files)]	ASSDA Australian Social Science Data Archive
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]		
機関又はデータの概要	CURF はABSの主要統計調査の匿名標本データの総称	
運営経費の負担 (スポンサー)		
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1984年 (国民健康調査のデータ)が最初 本格的な提供は1990年代から	1976年設立 (RSSSの付属機関) 2001年よりACSRに吸収される
提供されるマイクロデータ	・ABSで調査される諸調査 (表 1参照)で、センサスをはじめとする60調査程度 (ホームページ掲載数) ・基本的なデータ(Basic)とより詳細なデータ(Expanded)が選択可	・大学や民間機関等の社会調査や世論調査 ・近隣諸国の諸調査 など1500程度
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)		
秘匿方法		
利用条件 手続	・ABSによる2週間以内の審査を通過した者が利用可能 (原則として国内からのみ申請可能、例外あり) ・申請には、Contact OfficerとResponsible Officerを定め、統計目的以外に利用しないなどと誓約	・申請書を提出した後、誓約書を提出する。ほとんど誰でも利用可能 ・調査データの寄託者から利用者に対する付加的な制約があるデータもあり
提供形態	・CD-ROM ・RADL (Remote Access Data Laboratory)・・・インターネット経由で直接分析、各大学で利用可能 ・ABS DL (ABS Site Data Laboratory)・・・ABS内のみで利用可能	・CD-ROM ・インターネット経由でダウンロード ・NESSTAR Light (ウェブ上で統計分析を行う)
提供フォーマット	SAS SPSS Stata	SPSS ASCII SAS
マイクロデータの利用料金	・1996年1月1日以降のデータ 8,000豪ドル ・1986年1月1日～1996年6月30日のデータ 5,500豪ドル ・1986年1月1日以前 1,100豪ドル (いずれもGSTを含む) ・ABS-AVCC CURF 協定に加盟している大学からの研究目的の利用は無料	・基本料金60豪ドル+処理費用+ディスクなどの実費+郵送料+GSTで、だいたい100豪ドル以内 ・ACSPRIの加盟機関の場合は割引あり
データの寄託元 寄託手続き	基本的にABSの実施する調査	・ASSDA外の大学研究者や調査機関からの寄託を募る
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書 (事業報告書)	http://www.abs.gov.au/websitedbs/d3310114.nsf/Home/Home?OpenDocument	http://www.assda.asn.au/asp/index.asp
アーカイブスタッフ		

諸外国の統計データの二次的利用の状況

国名	ニュージーランド
データアーカイブ機関等 [主な提供データの名称]	NZSRDA NEW ZEALAND SOCIAL RESEARCH DATA ARCHIVES
機関又はデータの概要	マッシー大学社会科学学部
運営経費の負担 (スポンサー)	
マイクロデータ提供開始時期 又はアーカイブ設立時期	1992年(マッシー大学の社会科学学部)に設立
提供されるマイクロデータ	国内の社会科学データが33種程度 海外のデータが2種
マイクロデータ提供 に関する審議機関 (開示方針、秘匿方法 等の検討 決定機関)	
秘匿方法	
利用条件 手続	データリスト(国内、海外)の中から、データセットを選択する。 申請書を提出する。
提供形態	電子メールでの添付ファイル 普通郵便による郵送
提供フォーマット	不詳・・・利用者からの要望に応じる?(明確な記述が無い)
マイクロデータの利用料金	基本料金は媒体料金 利用要請が政府、商業目的、教育関係により段階的な設定 データセットのサイズによる加算料金を設定 詳細は、利用申し込み後に渡される。
データの寄託元 寄託手続き	<p>【参考文献等】</p> <p>2004年度 統計データアーカイブに関する調査 研究報告書『平成17年3月(財)統計研究会 総務省統計局委託研究)の 各国データアーカイブについての比較表』</p> <p>講座マイクロ統計分析 統計調査制度とマイクロ統計の開示(松田芳郎、濱砂敬郎、森博美編著 日本評論社 2000年)</p> <p>各国統計局、統計データアーカイブ機関のホームページ(2006年9月時点)</p>
当該サイトのトップページ Mission Statement 年次報告書(事業報告書)	http://www.massey.ac.nz/~nzsrda/nzsrda/archive.htm
アーカイブスタッフ	(注)本資料は を基に、及び から得た情報を付加して作成したものであるため、各資料における把握時点、情報量の違いにより、掲載内容が統一されず、必ずしも整合的でない可能性があることをご了承願いたい。